

扶桑町制施行70周年記念事業

「町民主体事業」募集要領

愛編お扶桑、
このまちが好き



令和4年4月

扶桑町制施行70周年記念事業実行委員会

1 目的

扶桑町は、令和4年8月1日に町制施行70周年を迎えます。

まちの将来像である「みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町」を目指して、あらゆる世代の住民総参加の場を提供し、住民と行政がともに知恵を絞り、また、力を合わせることで、笑顔と活力に満ちたまちづくりの契機とし、誰もが誇れるまち扶桑の創造を目的とし、「シビックプライドの醸成、タウンプロモーションの推進、次世代への継承」といった基本方針に基づき、各種記念事業を実施します。

今回その一環として、住民活動団体等が企画し事業主体となる「町民主体事業」を募集します。

2 応募できる団体

住民活動団体や地域コミュニティ活動を行う団体で、次に掲げる要件をすべて満たす団体など（以下、「団体等」という。）が対象となります。

- ① 町内を主な活動拠点としていること。
- ② 3人以上の町民（在学、在勤を含む。）が構成員になっていること。
- ③ 団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること。
- ④ 団体の構成員に暴力団員等が含まれていないこと。

3 対象となる事業

募集の対象となる事業は、団体等が自ら企画・実施する事業で、次に係る要件をすべて満たすものとします。

- ① 扶桑町制施行70周年記念事業基本方針に沿う事業であること。
 - ② 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に実施する事業であること。
 - ③ 一般に公開され、誰もが参加できる事業であること。
 - ④ 原則として扶桑町内で実施される事業であること。
- ※ 営利目的、特定の個人や団体が利益を受けるもの、政治・宗教・選挙活動、公序良俗に反するもの及び他からも補助金を受けている事業は、対象となりません。
- ※ 既存の事業に、「記念事業」と冠するだけの事業は、対象となりませんが、既存の事業を充実・強化したり、一部見直しする場合は対象となります。

4 事業の表示

◆ 事業名称

事業名称の冠称は、「扶桑町制施行70周年記念事業」とします。

◆ ロゴマークの表示

事業の実施に伴い作成する印刷物、物品等には、「扶桑町制施行70周年記念事業ロゴマーク」を表示するものとします。



5 補助金の額、補助件数

- ◆ 補助金の額は、1 事業につき①10万円もしくは②20万円を限度とします。
→補助上限に満たない金額の事業の場合は余剰分を精算（返還）いただきます。
- ◆ 対象事業に事業収入等がある場合は、事業収入等を控除した額が補助対象となります。（千円未満の端数は切り捨て）
- ◆ 補助件数は、①10万円補助を3件、②20万円補助を5件見込んでいます。
（補助金の総額は、予算の範囲内とします。）

6 補助対象となる経費

- ◆ 補助金の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要と認められる経費で、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に支出される経費です。

<対象経費の例>

- ・ 謝礼金（講師、出演者等への謝礼金）
- ・ 旅費（事業のための交通費等）
- ・ 消耗品費（事務用品、資料やチラシの用紙代等）
- ・ 原材料費（食材、物品製作の材料となるもの等）
- ・ 印刷製本費（ポスター、チラシ、冊子等の作成）
- ・ 通信費（案内文書、資料等の郵送代等）
- ・ 保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等）
- ・ 使用料及び賃借料（会場等の使用料、機材等の借り上げ料等）

<対象経費とならないもの>

- ・ 団体等の経常的な運営費（事務所の家賃や光熱水費、団体の構成員に対する人件費等）、食糧費及び備品購入費
- ・ 実績報告の際、領収証の提示が無いもの及び用途が不明なもの

7 募集から事業終了までの流れ

(1) 提案書の提出

◆ 募集期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月18日（月）まで

◆ 提出書類

ア 扶桑町制施行70周年記念事業「町民主体事業」事業提案書（第1号様式）

イ 扶桑町制施行70周年記念事業「町民主体事業」事業計画書（第2号様式）

※ 審査の資料とするため、必要に応じて任意様式で補足することは可能です。

ウ 扶桑町制施行70周年記念事業「町民主体事業」事業収支予算書（第3号様式）

エ 団体概要がわかるもの（パンフレット等）

オ 定款、規約又は会則

カ 構成員又は役員等の名簿

キ 団体の令和4年度収支予算書

※ エ～キは、任意の様式で構いません。不明な点をご相談ください。

※ 提出書類の様式は、町のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.town.fuso.lg.jp/chousei/1002200/1002232/1002341/1002211/1003188.html>



◆ 書類等の提出先及び問い合わせ先

扶桑町制施行70周年記念事業実行委員会事務局

（扶桑町役場 総務部政策調整課 政策調整グループ内）

住所：扶桑町大字高雄字天道330番地（窓口番号⑨）

電話：0587-93-1111（内線317）

Eメール：seisaku_sc@town.fuso.lg.jp

※ 書類等は、提出先へ直接持参してください。

（受付時間は休祝日を除いた午前9時00分～午後5時00分とする。）

(2) 審査

- ・応募があった事業について、令和4年4月中・下旬に扶桑町制施行70周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が提出書類に基づき書類審査を行います。

- ・実行委員会は、審査基準に基づき、得点上位事業を選定（採択）します。
なお、審査基準のうち「①有効性・公益性」の平均得点が10点未満の場合は、得点が上位であっても不採択とします。
- ・実行委員会の審査結果を受け、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が採択・不採択について文書により通知します。

《審査基準》 ※合計50点

① 有効性・公益性（20点）

事業目的や事業内容が町制施行70周年記念事業としてふさわしく、多くの町民の理解と共感を得られる取組か。

② 実現性（20点）

事業規模や事業手法が適切であり、スケジュールや予算が事業内容に見合っているなど、事業の実現性がある取組みか。

③ 独創性（5点）

団体等の特色を活かしたもので、町民主体事業ならではの取組みか。

④ 継続性（5点）

町制施行70周年記念事業終了後も団体等において継続実施される可能性があるなど、記念事業の効果の継続が期待できる取組みか。

(3) 補助金の交付

- ・事業が採択された団体等については、令和4年5月に補助金交付申請書を提出していただきます。
- ・会長は、交付申請を受けて補助金を交付決定し、その旨を通知します。
- ・補助金交付決定後、団体等からの請求に基づき、会長は補助金を概算交付することとし、指定口座に振り込みます。

(4) 事業の実施

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに事業を実施していただきます。

《事業実施についての注意点》

- ・ 補助金は、交付決定した事業以外に使用することはできません。
- ・ 交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の手続きが必要となりますので、事前に実行委員会事務局（政策調整課）まで連絡してください。
- ・ 事業実施にあたり、適正な予算執行（領収書の保管等）に努めてください。
- ・ 事業の実施状況について、会長は必要に応じて事業の進捗状況を調査することがあります。
- ・ 虚偽の申請があった場合には、補助金の交付を取り消すことがあります。

(5) 実績報告書の提出

- ・ 事業が終了してから30 日以内に、次の書類を提出していただきます。
- ・ 提出書類は、直接持参してください（提出先は3ページ参照）
 - ア 実績報告書
 - イ 事業収支決算書
 - ウ 事業実施の参考となる資料※ア～ウは任意様式

(6) 実施結果の公表

提出された実績報告書等をもとに、ホームページ等で実施結果を公表します。